

## 議案第20号

### 平成26年度鳥取県営病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	735床
(2) 年間入院患者数	237,949人
(3) 年間外来患者数	311,100人
(4) 一日平均入院患者数	652人
(5) 一日平均外来患者数	1,275人
(6) 主要な建設改良事業	
医療機器備品	486,231千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	20,596,094千円
第1項 医業収益	17,904,553千円
第2項 医業外収益	2,589,989千円
第3項 特別利益	101,552千円

支 出

第1款 病院事業費用 21,086,646千円

第1項 医業費用 19,463,807千円

第2項 医業外費用 462,329千円

第3項 特別損失 1,160,510千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額682,437千円は、過年度分損益勘定留保資金682,437千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1,414,788千円

第1項 企業債 584,500千円

第2項 負担金 830,288千円

支 出

第1款 資本的支出 2,097,225千円

第1項 建設改良費 693,901千円

第2項 企業債償還金 1,403,324千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	千円 584,500	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き

		の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
--	--	---------------------------------------	----------------------------	---

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 11,468,395千円 |
| (2) 交際費   | 800千円        |

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 院内保育所の運営に要する経費      | 21,324千円  |
| (2) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費 | 28,986千円  |
| (3) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 | 346,736千円 |
| (4) 職員の児童手当に要する経費       | 48,366千円  |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,236,724千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器備品	中央病院総合医療情報システム	一 式

平成26年2月18日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治